

特定疾患管理料から生活習慣病管理料への移行について

この度の診療報酬改定に伴い、生活習慣病(糖尿病・高血圧症・脂質異常症)を主病とする患者様へ算定していた「特定疾患療養管理料」を廃止し、個人に応じた療養計画に基づき総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行するよう指示がありました。

当院におきましても、生活習慣病(糖尿病・高血圧症・脂質異常症)を主病とする患者様には総合的な治療管理をするため「生活習慣病管理料」を算定させていただくこととなりました。

これにより、国が指定する「生活習慣病療養計画書」を作成することで、患者様と達成目標を共有し、より良い治療につなげてまいります。

また、療養計画書作成にあたり、患者様の署名が必要になりますのでご協力よろしくお願いいたします。

計画書開始時期:2024年8月1日から

◇対象になる患者様:高血圧 脂質異常症 糖尿病

◇生活習慣病療養計画書:医師が作成した療養計画書をお渡しします。

ご署名(サイン)をお願いします。

◇療養計画書の発行頻度:1~4ヶ月に1回

* 移行に伴い、診療費の変更があります。

(☆参考窓口負担をご覧ください。)

☆参考窓口負担

対象：高血圧・糖尿病・脂質異常症で通院の患者様

(ただし、在宅自己注射指導管理料を算定している方は除く)

【現行】

再診料	73点
外来管理加算	52点
特定疾患療養管理料	147点
処方箋料	68点
特定疾患処方管理加算	66点
合計	406点

【2024年6月以降】

再診料	75点
算定しません	
生活習慣病管理料(Ⅱ)	333点
処方箋料	60点
算定しません	
合計	468点

※移行に伴い、上記のように保険点数が変更となります。